

令和５年第６回大玉村議会定例会会議録

第４日 令和５年１２月８日（金曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番 館 下 憲 一	２番 渡 邊 初 治	３番 菅 原 貴 子
４番 渡 邊 啓 子	５番 斎 藤 信 一	６番 松 本 昇
７番 本 多 保 夫	８番 佐 原 佐百合	９番 鈴 木 康 広
１０番 須 藤 軍 蔵	１１番 武 田 悦 子	１２番 押 山 義 則

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

４．本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第７５号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７６号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７７号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７８号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７９号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第８０号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8 1 号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 8 2 号 大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 3 号 大玉村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 4 号 大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

議案第 8 5 号 大玉村情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第 8 6 号 大玉村行政手続における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 7 号 大玉村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 8 号 大玉村特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第 8 9 号 大玉村水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 0 号 大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 9 1 号 令和 5 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 9 2 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 9 3 号 令和 5 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 9 4 号 令和 5 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 9 5 号 令和 5 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 9 6 号 大玉村教育委員会委員の任命について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

陳情第 4 号 すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情

陳情第 5 号 健康保険証廃止の中止を求める陳情書

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

議案第 9 7 号 大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議員発議第 8 号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書について

議員発議第 9 号 健康保険証廃止の中止を求める意見書について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	10番	須藤軍蔵	P. 88～
2.	9番	鈴木康広	P. 96～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち、申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は１２名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、傍聴に渡辺左内さんが見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１、一般質問を行います。

１０番須藤軍蔵君より通告がありました「町村会の東電に対する要望活動について」ほか１件の質問を許します。１０番。

○１０番（須藤軍蔵） おはようございます。

通告いたしております２件についてそれぞれお伺いをしたいと思いますので、当局の明快なご答弁を、最初をお願いを申し上げたいと思います。

初めに、町村会の東電に対する要望活動についてであります。この１０月下旬、お声を上げたようでもありますけれども、まずは、要望が様々あるようでもありますけれども、この主たる点などについてお考えをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） １０番議員さんにお答えをいたします。

本年１０月２４日に行われました東京電力への要望活動につきましては、福島県町村会と福島県町村会議長会の合同で、福島の復興再生に向けた要求という形で実施をしたところでございます。

ご質問の要望の内容につきましては、大項目のみ申し上げますと、１つ目が福島第一、第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の安全確保、２つ目がアルプス処理水の海洋放出に関する責任ある対応、３つ目が被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施、以上の３項目にわたりまして、各項目のそれぞれに詳細な要求が行われたところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） １０番。

○１０番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

それらについての東電としての回答といいますか、答え、そういうものが、これは正副会長だけが出席したと思うので、文書が何かで、それぞれ事務局に入っていると思うんですけれども、これは東電側からの対応というものについてお願いをいたしま

す。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

県町村会の事務局に、それぞれ確認をさせていただきましたが、紙ベースの回答はなかったようでございます。要求活動をした際に対応された方から、回答という形でお言葉をいただいたということでございます。

それに関しましては、各項目の要求に対しましては、誠意を持って対応させていただきますと、その回答であったというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 言葉でということだそうではありますが、誠意を持って対応するというような話だったと思うんですけども、それらも含め、もう一点、これとの関連で、それぞれの市町村におけるところの、こうした原発事故に対するところの様々な取組をやった町や村そのものの損害賠償というものに対する請求というのは、それぞれなされ、大玉村でもそれぞれ9,000万何がしということについての100%、それは頂いたというようなことを9月1日現在での調べというようなことでのあったわけですけども、それはそれで、全て、一応、懸案の事業についての賠償、市町村に対する賠償と、大玉村については、それで全部終わりなのかどうかということを確認しておきたいと思います。

あと、主な事業なり、あるいはお金の額なり、主なものだけ二、三で結構です。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

今、主なものということでございましたので、初めに、事業別の賠償金額について、何件かお話をさせていただきます。

1つ目が、堆肥センター関係でございまして、堆肥の放射性物質検査であったり、堆肥の保管の費用、そのほか堆肥の保管施設の建設費用等でございまして、今現在の総額にしまして1,280万円程度になっております。

さらに、農地等の放射性物質吸収抑制対策費用としまして2,820万円程度でございまして。

3つ目としましては、住宅等の個人除染にかかる費用、これらの費用としまして1,640万円程度頂いております。

また、除染担当職員の時間外勤務手当相当の費用としまして1,730万円、これが額の大きい主な4点になります。

また、それで全て終わりかというお話でございすけれども、本年度の賠償金の請求につきましては、現在、事務執行中でございます。4件から5件、今、お互いに協議をしながら事務を進めておりますので、これにつきましては、賠償金が確定次第、行政報告という形でご報告を申し上げたいと思います。

最後のご質問で、これで全て終わりなのかということでございますけれども、未請

求の案件がございます。これは賠償の対象にまだなっていないものでございます。これにつきましては、除染業務を担った再生復興課職員の人件費等でございまして、その額につきましては、今現在1億6,170万円程度でございます。

なお、現在取り組んでおります東京電力との賠償交渉をスムーズに進めることが重要でございますので、この未請求案件につきましては、賠償の対象となっている費用の請求事務が全て完了した時点をもちまして、一括請求する方針でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれお答えをいただきまして、大体分かりました。

この未請求ということについても、当然、今お話を聞くと対象になる話でありまして、これらについてもしっかりと取り組んでいただきたいし、先ほどのことも含めれば、誠意を持ってということであれば、当然そういうことになると思いますので、引き続きの取組を求めるところであります。

原発事故が起きて、東日本大震災も、12年余半年過ぎたわけではありますが、様々なその間の、時の過ぎると同時に、要求も、被害の状況も、様々に変化はしてきたところであります。今年は、特に海洋放出等々もあります。これらについては、いろいろ議論があって、それに入っていくと大変時間かかるので、あえてそこは触れませんが。要するに、そこに至るまでには様々な課題があると、漁業者も決して納得してはしていないと思うので、たまったままでいいのか、いろいろなことで相当悩み悩んだ、そういうああいう経過なのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても、それで全て、もうどんどん今日も出ています、何ら問題ない。

問題ないということで、問題ないことは結構なことなんですけれども、そういうもので、ずっとならさって終わりになるのかなという心配もしているんですけれども、やっぱり、そもそもそういうものがたまるという原因について、やっぱり、きちっと英知を集めて対策を取るもののほうが、むしろ大事なんだろうというふうに思っているところでありますけれども、まだまだ、今ほど言ったように、要求も、状況も変わってくる中で、依然として風評といいますか、風評ではないんですね。

実は、山菜類なんかは、今日ちょっと調べてみたら16県で、まだ一部自粛なりあるいは出荷停止というものがありますし、それから、水産物についても、今いろいろと対策がされ、キャンペーンもされていきますけれども、約2割強が出荷で、なかなか元には戻っていないという実態。これはあくまでも、やっぱり風評ではなくて実害だということですから、そういうところに対するところの、先ほど言われた、どういう要望をして、そして、どういう回答ですかというようなことが気になったものですから、まず、冒頭に伺ったところであります。

事故当時、佐藤雄平知事でしたが、非常に困惑しているなどというお話が、本当に印象に残っています。困惑は一般県民がするんであって、親方が困惑しては、困って惑っているという意味ですから、そういう意味では、今の知事も、当事者としては、何か第三者的な、結構冷静にというか、かっこよく言えば冷静にだけれども、当事者、

この福島県の一番言わなかなんない当事者からすれば、非常に県民との関係からすれば、私は、温度差があるなと思っておるところなんです。

そういう意味で、町村会が行ったこの要望活動というのは、極めて、今大事な、10年もたったからいいべという話ではなくて、やっぱり、しっかりと東電の試算自体が30年かかると言っているわけでありますから、もっともっとかかるという意味では、我々の世代、それから次の世代に向けての、今、果たすべき役割も、我々にも課せられているのかなというふうに思うところでありまして、そういう意味でも、福島県は、こうした過酷な事故から廃炉、そして再生エネルギー、クリーンエネルギーを求める。そういうことに、全市町村が求めているわけでありまして、そういう県民の目線に立った、そういう対応というのが、首長にも、そして我々にも求められているんであらうというふうに思うところでありまして、12年半たったわけでありすけれども、こうしたことに対するところの取組ということについて、改めて、首長の決意のほど伺っておきたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

原発事故から12年もじゃなくて、まだ12年ということですから、まだまだその影響を将来にわたっても続くだろうというふうに考えています。

町村会のほうとしては、当然、浜通りを抱えておりますので、浜通りは、今まだまだ復興半ば、これからですので、その辺も含めて、町村会はこれからも中通り、会津も含めて、東電、国に対して、この復興に対しては強く要望をし続けるというスタンスでおりますので、私もその中で一員として、しっかりと役割を果たしていきたいというふうに考えております。

そして、論調を見ますと、どうしても浜通りのほうに重点的に、復興予算も含めて事業が集中しておりますが、中通りも山菜は出荷できない、それからあと、米価とか、それから畜産関係も、やっぱり中央へ持っていくと値段の差が出ております。そういうものは、まだまだ払拭されておられませんので、中通りも会津もその渦中にあるという認識を強く持っておりますので、これからもしっかりと、将来もこれは続くだろうという危惧がありますので、しっかりと対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今お話しされたように、様々な面で全国との格差があると。

昨日、多分昨日からか今日から、本宮で牛の競りも行われているので、どのぐらいしているのかなと思って、今ちょっと気にしたところなんですけれども、そういう関係も含めて、全国的な差というのは、やっぱり依然としてあるというふうに思っております。

最近、もっと常磐ものを食って中国に打ち勝とうなどというキャンペーン、短絡的なね。それはそれであっちの話でありますから、我々、中国だって、本当は買わなきゃなんないのにああいうことをしているということは、結局は、自分の首絞めるのか

なと思っていますけれども、いずれにしても、それはそっちの話であって、そういう短絡的なことじゃなくて、やっぱり持続的にしっかりと、先ほど言ったように30年もかかる。もっとかかるんだと思いますけれども、そういうことに持続的に、きちんとそれに対応させられる。

因果関係から言うと、国がそれを認め、東電がやったわけですから、ここは明確なので、きっちりとやっぱり要求してくると。国に要望するのはおかしいみたいなことでは、とんでもない中身でありますので、やっぱりそういうことを持続的にきちっと、先ほど述べられたように、浜通りのほうに重点的にというのは、これは、ある意味それはそれとして、やっぱり必要なことだと思いますけれども、今言われたようなことでの福島県は、いろんな意味で大きな、全国でも多分、4番目とか3番目の面積もあるし、経済力もある県だということなんで、そういうよさが引き出されるような、我々も、当局も、やっぱり努めていかなければならないというふうに思いますので、引き続き、よろしくお願いします。

次に、住民の声を聞く会に等々の声を聞く、あれは村政に反映させる、そういう意味での質問事項であります。

コロナが、一応、5類に移行したということもあって、今年は、村政懇談会等々も進められております。また、先日は、畜産団体との懇談会もされたと。農家の実情もいろいろ聞いて大変だなというようなことを村長からも伺いました。まさに、そういう声を聞くことによって村民の実情に触れていくということで、大変、参加者の多い少ないは様々ありますけれども、そういう聞く、あるいはそれをどうするかということとは大事な視点だという点からの質問であります。

①としまして、去る10月21日に、大玉中学校のあだたら祭、この中で村の活性化に向けた子どもたちの様々な諸提案がございました。それで、ずっと分野から、産業から村の観光、それから医療とか様々あります。何回か聞いたんですけども、聞き取れないところもあったんですけども、非常に、やはり若い人たちの意見かなと思って、改めて聞いたところですけども。最後に、村長に子どもたちから振られて、その中で、大変立派な提案だと。今すぐにも取り組めるようなことも幾つかあると、いついつこれを進めたいんだということがありましたけれども、私、よく聞いていなかったもので、あえて言えば、どれとどれを今すぐにも進められることだというふうに受け取ったか、お尋ねします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

毎年、小学校も中学校も含めて、村のことを一生懸命子どもたちが考えて、将来の村づくりとか、今どうすればいいかとかということが、学年によってテーマとして出されているので、大変私も参加してうれしく思っていますし、子どもたちが自分の村の現状、そして課題は何なのかということを真剣に考えているということ、大変、将来に向かってありがたいというか、いいことだなというふうに感じているところで

今回の中学校の文化祭につきましては、1年生が村についての今の現状と課題についてのテーマで学習をされて、通常は、こういうことだといいなという段階で終わるんですが、今回の場合には、もう少し踏み込んで、どうすれば実現するかというところまで踏み込んで話がありまして、感心してお聞きしました。

その中でいっぱいあります。ちょっと時間の関係があるので、主なものだけを話しますが、まず、田んぼアートやったらどうだという提言がございました。それから、スマート農業、当然、今、子どもたちがICTを活用していますので、スマート農業を推進してはどうかというような話もありました。それからAIの活用。

それからあと、看板。村の車というよりもトラックとか何かにラッピング、大玉のPRをしたらどうだと。大玉にも運送会社があって、そこに大玉の何とかというようなラッピングをしてPRをするということ。これは、子どもたちに、そういう提案をされると、ああなるほどなど。これは運送会社のほうの考え方もありますけれども、そういうPR、よく国道走っているとそういうPRあります。二本松の菊人形も後ろから来る車から見えるように、大体、後ろとか脇のほうに書いてあります。そういう提案もございました。

それからあと、TikTokとかユーチューブを使ったショート動画を活用して、大玉のPRをしてはどうかと。これについては、実際は、実施はしておりますが、やはり、子どもたちがそういうことに着目をして提案があったことは、大変すばらしいなと思って聞いておりました。

それからあと、あだたら健康マラソンの活性化、福島県出身のランナーを呼んで、そしてやったらどうだというようなことの提案もありましたし、ドローンを飛ばして、今1位がどこを走っていて、どういう状況だと。これは本当に、あそこにもスクリーンがあって、見ている人たちが、今トップがどの辺を走って、どこを走っているというものを画像で見られれば、非常に臨場感があって、これは面白いなど。ここに会長もおりますので、ぜひ来年、ドローンありますので、それも提案としてはすぐできるんじゃないかなと。大変面白い、興味深い提案でした。あと、安全性の問題だけあります。

それからあと、水素自動車を導入してやったらどうだという提案でございました。これは本宮市長からも、この前、8番議員さんから質問ありましたが、共にやりましょうというのは、水素ステーションが本宮にできるので、大玉でも水素自動車の導入をしながら、一緒に地域の中でそういうことをやっていきたいと思いますというような提案だというふうに受け取っております。これについては、今すぐ買いますというわけにはいきませんが、近い将来、水素自動車の導入は、当然、このエリアの役割としては必要だというふうに感じております。

それからあと、冬に使えない畑とか田んぼの活用という提案がありました。雪だるまをつくったり、かまくらをつくったりして、そういうところを活用してはどうか。これは、商工会の青年部で、冬に滑り台をつくったり、いろいろやっていただいていますので、そこに例えば中学生が参加するとか、そういうことは実現できるのかなと

いうふうに聞いていて感じました。

それから、米、米粉活用クッキーを作ったり、ケーキを作ったりして、米粉を、もう少し大玉として、米なので活用してはどうかというような話がありました。これは、後で教育委員会と協議をしようと思ったんですが、子どもたちに米粉を使って、何か提案ができないか、やってもらったらどうかなというような。いろんな町村では、中学生が、いろんなこういうもののアイデアを出して、製品化されているものもあります。ですから、せっかくそういうことに着目したので、今度2年生になりますから、そういう米粉を使った何かクッキーとかですね、そういうものの新しい提案ができれば面白いなと思って考えました。

それからあと、クラウドファンディングを使って、医療機関、お医者さん、病院とかを誘致してはどうかということがありました。これは、今までの中でも、かなり大玉村の財政負担とか、近隣に医療機関があつてというので、ただ、子どもたちは、やはりそういう要望があるんだなということは、改めて感じたところであります。

それ以外にもいっぱいありました。それについては、今、一つ一つの中で申し上げたように、できるものがあるというふうに感じましたので、1つでも2つでも、皆さんの提言を実施しましたよと後で言えるようなものを、しっかりとやっていきたいなというふうに感じております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 次に質問しようかなと思ったことまでも含めて、何か回答いただいたような気もしますが。私は、それこそ短絡的に、今まで押山村長が就任してから大玉村議会議員からは、全くそういう提案なり、質問なり、意見はなかったのかな。いかに駄目なのかなというふうに思ったものだから。これほど意見があると思っていないから、幾つかと言ったから、ずっと俺も何回か、2回聞き直して、全部がちゃがちゃだけれども書いておいたんだけれども、確かにユニークな、非常に、ラッピングとか、実際に、ああと思うのがありましたけれども。

そういうことを具体的にするためには、やっぱり、当然、我々にも話があるんだと思うので、何かあの話の中で、議長とも、教育長とも、いろいろお話ししたんですということを前段に話しして、そして言ったので、やっぱり、我々にも、それはちゃんとなつていないとね、これを具体化していくためには。もうすぐにやるんだべから、これをいつやるのか、お尋ねします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度答弁させていただきます。

教育長と話したというのは、その場で振られて、その場で話しました。ということは、教育長が脇にいましたので、あの提案、いい提案だねとか、あれは、すぐできそうだねとかというふうな話ですので、議会に対してどういうふうに、これからそれを報告するかというようなレベルの話ではありませんので、これについては実施する場合には、当然、事業として予算化をしなきゃできませんので、その時点で、議会に対

しては、それが中学校の提案で、これをやるんですというふうに言うか、村の行政としてやると言うか、その辺は、まだ、その内容によって変わってきますが、そういう形で、いずれ実施する場合には、議会のほうには、当然報告することになります。

ですから、そこで詳しく説明してどうしましょうねと、教育長と相談したわけではありません。一般的に、いい提案だなというような、聞いている中での話ですので、そういうことです。

以上です。

○議長（押山義則） 10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 先ほどお答えいただいて、具体的に進められるものについては、検討しながらよく進めるんだという話があったからいいんだけど、私は、率直に言って、大変失礼ですけども、リップサービスかなと。大したものだなと言っただけで終わるかなと心配したんですよね。そうではなくて、やっぱり子どもさんの意見ですから、我々もですけども、子ども1年生のときから何十年たったけども、1つ、2つ覚えていることは、今も覚えていることあるんですよね。だから、そういうことについて、村長があのかき言ったな、あれどうなったのかなということがあると思うんですね。

先ほど、2年生になるんだし、3年生になるんだからと言われたから、全くそういうものを通して、村でも、それなりにそういうことで取り組んでいるんだなというふうに思ってもらうことによって、やっぱり、お互いに、この村をよくしようということにつながるかなと思ったものだから、あえてこの質問はしました。

というのは、この前、行政視察に行ってきた遊佐町については、少年議会、それは長くなるので項目だけにしましたが、すごく子どもたちの環境を重視して、それを取り入れているということであつたんで、とてもとても大玉村のレベルとは違うんで、まねする気は全くないです。全く、全然、大玉村でやっているのは、まだなんしゃも当てはまらないものだから。全国からそういう、議員なり、首長も、執行部も、全部子どもから選んじゃってやるんですから、全くこれは。残念ながら、その人らが議会議員になった人は誰もいないそうですが。全国から呼ばれて、もういっぱいになったというような。いずれにしても、要は、そういう若い世代の皆さんの声を、次に反映させて、こういうじいさま連中だけでなく、やっぱり、そういう意見を絶えず入れていくことによって、町の活性化につなげるんだということだと思うんですね。

そういう努力がされているということを含めて、特に今回は、そういう質問をあえてしたところでありまして、そのことをきっちりと、言葉のサービスでなくて、そういうものを返していく。そして、住民との意見交換をする。そういうことを通して、より一歩、村に対する理解もあれば、要望も、一緒にやっていこうということにつながるかなということだと思いますので、ただ単なる、ある意味では懇談会なんていうのは言うときいせする人もいるので、ガス抜きの分もあるとは思いますが。

でも、それだけじゃなくて、やっぱり聞いて、それを全部がいいかということ、そうはならないけれども、やっぱりそれをきちんと反映させる、そういう取組を、我々に

も課せられた課題ではありますが、ぜひ、そういうことに踏み込んで、まだ今年は幾つか懇談会もあるそうでありますので、そういうことを、ぜひ踏まえて、そして議会での答弁においても、やはり、もっと一歩突っ込んだ、今までずっと聞いていますと、従来と同じ答弁で、特に、幹部職員の皆さん、もっともう一歩それを踏まえてどうだったということを、ぜひ、ご期待をしながら、質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

9番鈴木康広君より通告がありました「リモートワーク従事者の移住推進を求める」ほか1件の質問を許します。9番。

○9番（鈴木康広） 9番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、リモートワーク従事者の移住推進を求めるほか1件の質問を行います。

昨日より各議員よりいろいろな質問がありました。一部重なる部分もありますが、簡潔に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1、リモートワーク推進従事者の移住推進を求めるで、リモートワークに適したクリエイターやシステムエンジニアなどは人気の職業であるということは、今、皆様周知のことでございます。大玉村のリモートワーク技術者への移住推進と、先端企業の誘致を望むということで、質問いたします。

リモートワーク従事者のメリットというのは、一般にどのようなものがあると言われているか。また、首都圏からの移住に対する支援等はあるか。この2点を質問いたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 9番議員さんにお答えをいたします。

ご質問のリモートワーク従事者のメリットということでございますけれども、数多くございますが、何点か挙げさせていただきたいと思えます。

まず、時間や場所にとらわれない働き方が可能となりますことから、育児や介護などを理由に退職するケースが減少するのではないかとというのが1点目でございます。

2点目としましては、柔軟な働き方をしたいと、そういうふう考えられる方が就業しやすくなる可能性もございます。

3点目としましては、これまで遠距離通勤により就職を断念されていた方が、就業できる可能性もございます。

また、4点目としましては、会社勤務であれば、自宅から会社まで通勤する必要がございますけれども、在宅勤務をした場合、これまで通勤に要していた時間をプライベートな時間に充てることができまして、働き方改革につながる可能性がございます。

そのほかまろもろございますけれども、これらが主なものと思っております。

次に、首都圏からの移住に対します支援金制度でございますけれども、これには大玉村移住支援金がございます。

ご存じかとは思いますが、概要を申し上げますと、東京23区から東京圏に在住をされていた方で、かつ23区に通勤されていた方におかれましては、大玉村に転入し

まして、引き続き業務をテレワークで実施する場合に関しまして、単身世帯であれば60万円、2人以上の世帯であれば100万円の支援金を交付させていただくという制度がございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） 丁寧な説明ありがとうございます。

では、リモートワーク従事者が業務面談、これが一部必要になる可能性があると思うんですが、などにより、大玉村から東京都の23区内に移動する場合の、大体の要する時間、これはどれくらいになりますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 9番議員さんにお答えをいたします。

東京23区のどの場所に行くかによって、若干時間は変わってくるかと思います。範囲的には広い範囲になります。

例えば、現在、本宮駅から郡山駅までの東北本線の乗車時間は約15分でございます。また、郡山駅から東京駅までの東北新幹線の乗車時間は約1時間20分程度でございます。これらの乗車時間の合計は1時間35分程度になります。

また、本宮駅までの移動時間、郡山駅での新幹線の乗換え時間、さらに東京駅から23区のそれぞれの目的地までの移動時間等を考慮しますと、最も短い時間では2時間程度での移動が可能ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） 簡潔な答弁ありがとうございます。

最も短いところでは約2時間程度と。多分、リモートワーク等が進むことによって、業務面談する場所については、比較的交通の便のいいところが選ばれていくのかなと思いますので、2時間程度でそういう場所に行くのであれば、大玉村は意外と近いのではないかというふうな感じを思っております。

続きまして、リモートワーク従事者にとって、自然の豊かな子育て支援が充実した大玉村は魅力的であると考えます。移住したくなるような、分かりやすい情報発信を求めたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 9番議員さんにお答えをいたします。

現在、本村における移住制度の情報発信につきましては、通年で村ホームページでの周知をしているところでございます。そのほか、ふくしま田園中枢都市圏、こおりやま広域圏、さらに福島県と連携した取組を通しまして情報発信をしているところでございます。

現在までの情報発信におきましては、職種や世代など特定のターゲットを絞って情報発信することではなく、あらゆる世代や職種に対応できるように進めているところでございます。

今後につきましては、リモートワークでありましたり、テレワークを希望する方に特化し、移住定住策として大玉村を選んでいただけるような情報発信の仕方などの実施の有無を含めまして、調査研究を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） ありがとうございます。

今のリモートワークの形については、コロナ感染によって、いや応なしにリモートワークというのがあったものから、可能であれば、そのほうが働きやすさ、もしくは経済性も含めて、そのリモートワークを継続する企業と、あと、それをやめてしまう企業というふうに分かれていると言われていています。意外と、人気があって成長性がある企業ほどリモートワークには積極的だというふうな一部の仕事も出ていますので、大玉村が、今後そういうふうなリモートワーク、もしくはその技術者などが大玉村に住むことは、大玉村のこの後、長い期間においては、必ずプラスになると思いますので、十分な研究のほうをお願いしたいと思います。

この質問の最後になりますが、政府は企業本社の地方移転を推進しています。どのような税制優遇策があるかを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 9 番議員さんにお答えをいたします。

主な優遇措置としましては、国税であります法人税等における減税措置でございまして、その中におきましては、建物等を取得した場合に受けることができる設備投資減税がございます。

さらに、2 つ目が、新たに従業員を雇い入れた場合に受けることができる雇用促進税制の制度、この 2 つの制度が国における制度でございます。

さらに、本村におきましては、東京 2 3 区から本社機能の全部または一部を移転する場合や、域内企業の本社機能の拡充に伴う固定資産税につきまして、不均一課税または課税免除を行う制度を持っております。

これらが主な優遇制度でございます。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） ありがとうございます。

前段においては、リモートワーク従事者、要するに、働く人間が大玉に来るという趣旨で質問をいたしました。

最後の質問については、大玉村にリモートワークの先進企業などが来ることが実際にあれば、税制、要するに税金の増加、もしくはそれだけ今後、長期的にも大玉村の魅力が上がっていったって、埋没していかない市町村、郡山圏の端というわけじゃなくて、技術を持った地域などになる可能性があるのではないかということで、今回、質問させていただいております。

実際に、いろいろな今言ったような制度があったこと。これは意外と知られていないので、これについても、ぜひ皆さんのほうに、これが対外的、要するに、実際には

関東圏もしくはその先進企業への情報発信になりますので、どういうふうな方法がい
いかも含めて、ぜひ調査研究していただいて、そういうふうな方向が、実際に示せる
ことがあればと思いますので、よろしくお願いします。

では、1つ目の質問は終わります。

続いて、2つ目の質問、在宅子育ての支援の拡充をという形で質問いたします。

大玉村は、産後6カ月から満1歳までの間、在宅で子育てを行う世帯の保護者に、
応援奨励金を支給しています。これが保育所の待機児童減少になっていると考えてお
ります。支援内容の拡充を求めるという趣旨で質問いたします。

大玉村は、在宅子育て応援奨励金を先駆的に実施したと思っております。昨日の同
僚議員の一般質問でも同じ答弁があるんですが、重ねてその内容等について伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 9番議員さんにお答えいたします。

子育て応援奨励金につきましては、始めたその理由としまして、乳児を在宅で保育
することで、親などとの関わりを通して感情や情緒を育む情操教育を奨励するととも
に、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的としております。

内容としましては、議員発言のとおり、産後6カ月から満1歳までの6か月間の、
月1万円掛ける6か月分の支給ということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） 簡潔な説明ありがとうございます。

では、県内で、在宅子育て応援奨励金と同じような施策等を実施している自治体が
あるかを聞きます。また、その内容について伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 9番議員さんにお答えいたします。

在宅による子育ての支援として奨励金の支給をしている県内の自治体につきましては、
中通りでは田村市、石川町、浜通りが南相馬市、新地町において実施しているの
というふうに承知してございます。

田村市におきましては、満3歳から5歳の子どもにつきまして月額5,000円、
南相馬市につきましては、満3歳未満の子どもに対して月額1万円、石川町、生後
6カ月から満3歳までということで月額1万円、新地町、生後4カ月から満3歳未満
ということで月額4,500円というような状況となっているようでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） 丁寧な説明ありがとうございます。

それぞれ各自治体で、その期間、開始時期もしくは終了時期、もしくは金額等につ
いては、それぞれ財政も含めて、いろいろな対応をされているのかなというふうに思
います。

なぜ在宅で子育てなのかということについて、ポイントとなるものが次の質問にも

絡むんですが、乳児には保護者など大人からの愛情が必要だと聞いています。その理由を、一般的な理由等でも構わないんですが、説明していただきたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 9 番議員さんにお答えいたします。

一般的ということで、乳児期に親などの大人と愛情豊かに触れ合うことで、健やかな成長と発達を促し、順応性やその後の人格形成にもつながり、大人になってからも社会生活上、様々な影響を及ぼす。そういったことから大切だということではあるようにございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） 簡潔な説明ありがとうございます。

そのとおりなんですね。誰もがそれは思っていると思うんですが、なかなかそれが言うような状況においては簡単ではない。ただ、そういうふうな、できればそうあるべきこととか、そういうことについて応援すること。これは結構大事なのではないかと感じております。

最後に、保育所の児童年齢ごとの保育士の配置基準、これは国のほうの基準なんです。あと、在宅子育ての支援として奨励金の増額は可能かを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 9 番議員さんにお答えをいたします。

保育所における国が定める保育士の配置基準につきましては、ゼロ歳児においては3 人に1 人、1 歳児、2 歳児におきましては6 人に1 人、3 歳児におきましては20 人に1 人、4 歳児以上につきましては30 人に1 人というような基準となっております。

在宅子育て奨励金の増額ということでございますが、昨日、村長より5 番議員さんにお答えいただきました。そういった内容で、当面は増額せず、1 万円でやっていきたいというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） 答弁ありがとうございます。

実際、昨日、答弁の内容を聞いていますので、そうかなと思いつつも、結構大きなことだと思います。複数の議員が同じ質問をするということは、やはり、大玉村のこれからのいろいろなものに対して大切な課題なのかなと思いますので、今後も、その状況も含めて、もし状況が変わるようであれば、再度内容も検討していただければなというようなことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、9 番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11 時10 分といたします。

（午前10 時52 分）

◇ ◇ ◇
○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◇ ◇ ◇
○議長（押山義則） 日程第 2、議案第 75 号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。10 番。

○10 番（須藤軍蔵） この施行の附則 2 の中で、100 分の 167.5、172.5 ということですが、計算すれば分かるでしょうけれども、一般の議員の方は、月のいわゆる報酬の額が決まっているわけですが、それに対するこの計算でしょうから、額にすると幾らぐらい、1 年通して。これ細かく 12 月と 6 月と分かれてはいるんですが、次の議案も理屈は全く率は同じなんですけれども、併せてそれについても。

その次のは次に聞くからだけでも。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10 番議員さんにお答えをいたします。

今ご質問のありました一般の議員さんということで、議長、副議長等の役職に就かれている方、あとは本年度の改選で初当選された方以外の議員さんの改定額で申し上げますと、年額で約 2 万 3,500 円程度の増額となります。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

討論の申出により、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許します。

10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 10 番須藤軍蔵でございます。

大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今国会に出されている特別職国家公務員等の給与を引き上げる法案の提案理由の説明は、松野官房長官いわく、民間の賃金に波及するために必要なことだということで、法案を出しました。そのことで、そういう認識を示して国民の批判にさらされたところでもありますけれども、そこで今度は、その批判をかわすためには、岸田首相は、総理大臣や閣僚、副大臣、政務官等々は、引上げ分は自主的に返すからということになりました。

つまり、この 11 月 14 日ですか、あるいはその後、参議院選ということで、それぞれ国会を通ったわけでありまして。可決後、返納するぐらいなら、最初から引き上げるべきではないんじゃないかと、こういう声も上がっていることも事実であります。

大玉村議会議員一般では、先ほど部長からありましたように20万5,000円と
いうことです。合わせて額としては2万3,000円余ということであり、さ
ら上がる分ね。金額の多い少ない、これは様々受け取りがありましようけれど、国が
言われているように、民間の引上げに波及するためだということで、私たちがまず先
に上げるんだということで、本当に、住民の理解が得られるかどうかというのは、私
は非常に疑問だと思っているところであります。

国の補正予算で、暮らしを支える一助にすべきである地方創生臨時交付金、今いろ
いろと言われておりますけれども、実は、これは見通せない状況にありますし、さら
にはまた、労働者の賃金も、まだ来春どういうふうになるか見通しが立っていません。
そういう中で、議員が先にまず上げるということについては、やっぱり、いわゆるお
手盛りと言われて、そういうそしりは私は免れないと思うのであります。

この村長の提案理由の中では、人事院及び福島県人事委員会が、この一般職員の期
末手当を引上げ、こういう勧告をしたんだと。したがって、また国もそう上げたので、
それに基づいて、準じてやってきたんだよという提案理由であります。

これまでも、そうしたことを一つの物差しとして取ってきたことは、承知しておる
ところでありますけれども、だからといって、必ずしもそれに縛られてということでは
なくて、来春の労働者の賃金の引上げの状況を見るなり、あるいは今言われている
定額給付金、そういう実施の状況、こういうものも見定めてからでも決して遅くはな
いんじゃないかというふうに私は思うところであります。

したがって、本改正議案については反対をするところでありまして、住民からも、
どうしてこの時期に引上げが出されるのかということをお問われたときに、やっぱり、
しっかりと答えていく責任もあるわけでありまして、住民の暮らし、そうしたところ
に思いを致したときには、ぜひ、そこら辺も考えながら、議員各位にもご賛同を賜り
ますようお願いを申し上げます。反対の討論とさせていただきます。よろしくお
願いいたします。

○議長（押山義則） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

9番。

○9番（鈴木康広） 9番鈴木康広です。

議案第75号に賛成する立場で討論を行います。

この議案は、公務員給与を社会情勢に適應するために人事院勧告、国家公務員で
0.1カ月分引上げや、福島県人事委員会の勧告、職員の0.1カ月引上げを受けて、
提案されたものです。

給与の上昇により労働意欲と労働生産性を向上させ、物価上昇に対応することで、
実質賃金を上昇させることができます。経済の好循環、これを実現するためには、積
極的な給与上昇対策を講じるべきだと考えます。何とぞ賛成いただきますようお願い
申し上げます。

○議長（押山義則） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（押山義則） ほかに討論がないようですので、これで討論を打ち切ります。

これより、議案第75号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（押山義則） ありがとうございます。起立多数です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第76号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 先ほどもお尋ねしましたが、この中身について、先ほどの附則と同様に、額についてお尋ねしたい。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

三役全てということで、村長だけで、はい分かりました。

答弁をさせていただきます。

村長の改定額につきましては、年額で約8万7,000円の増額となります。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第76号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（押山義則） 起立多数です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第４、議案第７７号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第７７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第５、議案第７８号「大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第７８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第６、議案第７９号「大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 79 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 7、議案第 80 号「大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 80 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 8、議案第 81 号「大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 81 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第82号「大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第83号「大玉村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） この法案での（3）では、要するに、上下とあるのを、水道事業というだけにするだけだべ。ああ、水道事業を上下水道にということに変えて、中身は、基本的には同じということよろしいですね。確認しておきます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

本案につきましての第12条第2項第3号でございますけれども、従来、水道事業管理者であったものを、今回、農業集落排水と水道事業を統合した条例になりますことから、「上下水道事業管理者」と名称を改めるものでございまして、それ以外についての変更点はございません。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第８３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１１、議案第８４号「大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第８４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１２、議案第８５号「大玉村情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第８５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１３、議案第８６号「大玉村行政手続における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 86 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 14、議案第 87 号「大玉村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 87 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 15、議案第 88 号「大玉村特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 88 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１６、議案第８９号「大玉村水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第８９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１７、議案第９０号「大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第９０号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。

（午前１１時３７分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 18、議案第 91 号「令和 5 年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。11 番。

○11 番（武田悦子） 補正予算書 25 ページの一番下、下段、子ども・子育て支援に要する経費の中、27 ページにかけてですが、保育所での電気料及び人件費という説明をいただきましたが、この人件費、これは何人分を見込んでいらっしゃるのか。そして、この電気量ですが、随所に電気料高騰分というのが出てきているんですが、今現在でどのぐらい高騰分を見込むのか。それぞれいろいろあると思うんですが、大体、全体的に見ると、どのぐらい電気料は当初から高くなっているのか伺いたいと思います。

次に、31 ページ、中段にあります①農業振興に要する共通経費、負担金補助及び交付金の中で、新規就農者育成総合対策事業補助金 2 人分という説明をいただきました。これは、今年の春から新規就農されている方の分というふうな認識でよろしいのか。これは、歳入のほうを見ると、歳入の 11 ページでは、経営開始資金というふうになっているんですが、今年の春から新規就農されているとすれば、もうとっくに経営は始まっているわけで、補助金としてはもう遅い。時期的に、来年度のという見方もできますけれども、もっと早い時期に、この補助金を給付することができなかったのか伺いたいと思います。

その同じところの、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金、これは具体的にどのようなものなのかを伺いたいと思います。

39 ページ、下段の教育費、小学校の管理運営に要する経費の中で、玉井小学校に防犯カメラ増設工事とございますが、これは、各学校に防犯カメラというのは設置されていると思うんですが、何台設置されているのか、それぞれ。そして、今回、玉井小学校に増設ということは、増やすということですね。それは何台増やすのか。防犯カメラを使わなければならないような何か事案というのは、これまであったのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11 番議員さんにお答えをいたします。

私のほうからは、全体的な電気料の関係について答弁をさせていただきます。

ご存知のとおり、電気料につきましては、各施設の契約形態によりまして基本料金とか電気の使用料金が異なりますので、一概に申し上げられませんので、今回の 12 月補正で計上されました額についてのみ申し上げたいと思います。

総務費におきましては 210 万円、主に庁舎、分庁舎の電気料になります。

衛生費につきましては 30 万円、教育費につきましては総額 60 万円、ちょうどになったわけですが、300 万円を今回、補正計上させていただきまして、それぞれ管

理施設における高騰分、不足分について計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

31ページの新規就農者育成総合対策事業補助金の件でございますが、議員さんおっしゃるとおり、こちら今年度から就農した2名分の補助金でございます。

実際、こちらもう少し早く支給できなかったのかということでございますが、こちら申請する時期がございまして、前期については、基本的に8月申請になってございます。あと、後期については12月申請、これを300万円、今回あげるわけなんです、2回に分けて申請してくれという国側のそういった申出でございましたので、後期分につきましては、今月申請する予定でございます。8月に申請した前期分の内容でございますが、まだ決定通知のほうは来てはいないんですが、決定は間違いなく通る見込みだというようなことでは話は受けてございますが、ただ、交付決定の時期がいつになるかまでは、まだ、こちらに来ていない状況でございます。

続きまして、下のふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金でございますが、こちらは、主に輸入依存度の高い畑作物、麦や大豆やソバの安定生産をする方、この方の食料安全保障に寄与するために、持続的な作物生産供給に係るモデルを構築するとともに、生産に必要な機械等や施設の導入及び作付拡大の支援ということで、今回、作付拡大に関するところで、ソバの作付をする方が該当したということで、こちら8万1,000円の計上をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

24ページから27ページにかけての民生費、児童福祉総務費の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費に計上されております、子ども・子育てのための教育保育給付費補助金、こちらの中身でございますけれども、人件費につきましては、産休の方1名の補充分、それからそのほかの職員分の不足分を計上しております。

また、電気料につきましては、保育所の分につきましては、今回2万8,000円ほど高騰分として計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

39ページの防犯カメラ増設工事に係るご質問です。

まずは、各小中学校、防犯カメラにつきましては、現在2台ずつ設置をしているところでございます。

玉井小学校、何か事案があったかということですが、実は10月、ちょうどおおたま・オータム・フェスタ開催の日でした。体育館の通用口付近の理科室の前のところの消火器を噴霧されるといういたずらがあったわけですが、これは他校の児童という

ことで、これも防犯カメラでそういったことがある程度確認されたという事案がございました。現在、職員玄関と、あとは昇降口2か所ありますので、遠い側の昇降口に設置してありますが、今回そういう事案も含めまして、体育館の通用口側、それから職員室側に近い側の昇降口にも、防犯カメラを2台設置する予定でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 先ほどの新規就農者の補助金の話ですが、ちょっとよく理解できなかったんですが、今回申請したのは、じゃ、いつ申請したやつというふうに理解すればいいですか。

ということと、もう一つ。先ほど、総務部長から電気料、総務費の分で210万円というお話ございました。これはどのぐらい、幅でいうと何パーセント分ぐらいの高騰分というふうに見ればいいのか、金額ではなくて。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

今回、こちら、補正に上げたものにつきましては1年分、トータル分のものでございます。前期、後期に分けての申請になるんでございますが、今回8月分と12月に、2回それぞれ申請するというところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

電気料の関係で再度ご質問いただきました。

どのぐらいの上げ幅かということではございますけれども、これにつきましては、純然たる東北電力のほうの高騰分だけでは、実はございません。これにつきましては、3年前に議員の皆様方から、例えば、東北電力から新電力のほうに切替えの検討ができないかというようなご質問いただいた際に、東北電力のほうと話し合いをしまして、基本料金の10%程度を値引きする減額の契約を、自治体と東北電力で結びました。

これにつきましては、3年経過後、再契約をしようと思ったんですが、電力側で減額の契約は今後いたしませんということに実はなりまして、それが9月末で満了いたしました。このために、10月1日以降は、通常のご家庭と同じような計算方式に戻ってしまった関係で、実質10%以上の高騰分を含めると、十五、六%には当然なってきます。これは、正確に数字をちょっとはじくことはできませんが、そういう経過がございますので、ご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 何回も申し訳ないです。

31ページのその補助金関係ですが、1年分というのは分かりました、トータル。ということは、8月と12月に申請した分が、今回計上されているという理解でいい

んですか。12月申請は、8月は申請したけれども12月はもう申請済みという理解でよろしいですか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

8月分は申請済みでございます。これは前期分ということでございます。12月分は、これから申請でございます。後期分ということで申請して、1年間2人分の、1年分の費用300万円、都合を合わせて300万円の申請でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。6番。

○6番（松本 昇） 31ページの農業振興に要する経費、農業機械等共同利用等整備事業補助金250万円となっていますが、これは、共同で今まで使っていた機械の整備なんのでしょうか。それとも、まだ、新規じゃないと思うけれども、古い使っていた機械の整備の補助金なのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

31ページの農業機械等共同利用等整備事業補助金ですが、こちら、新品の機械を導入する際に、2件以上の農家で共同して買う場合に対する補助でございまして、今回買うものは、全部新品で買うものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） その機種というのは、どういう機械なんのでしょうか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

機種につきましては、コンバインが1つ、あともう一つが、いわゆるドローンという農薬を散布する機械でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

7番。

○7番（本多保夫） 19ページ、総務費の中の新型コロナウイルス感染症対策費関係なんです。村内温泉施設日帰り入浴助成に要する経費で31万7,000円。新型コロナも5類に移行してきていますが、この事業をいつまで続ける考えなのか、お伺いします。

また、村内には、多分これに該当させているのは2軒かなと思うんですが、その辺の確認をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 7番議員さんにお答えいたします。

19ページの日帰り温泉施設利用促進事業でございますが、こちらにつきまして、議員さんおっしゃるとおり、やる時期でございますが、一応、今年度末までを予定してございます。令和6年3月31日までを予定してございます。

また、こちらの対象となる入浴施設でございますが、村内の４軒を対象として見込んでございます。

確かに、コロナウイルスに関しまして、大分売上げのほう、入浴客数のほうも戻ってきているところではございますが、まだコロナ禍前の水準までは達していないというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 質疑ほかにございませんか。１０番。

○１０番（須藤軍蔵） ２２ページの民生費の中の障がい者福祉費の関係で、委託料、１２番の意思疎通支援事業の委託というのは、どういう。

それから、その下のシステム、総合システムはどういうもの、主にこういうことなんだよということのお知らせをお願いします。

それから、２８ページから２９ページにかけての一番下の農林水産業費の農業委員会関係で、農地利用最適化推進委員改定による増というのは、いったい何が増なのか、お願いしたいと思います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） １０番議員さんにお答えをいたします。

２２ページから２３ページにかけて記載の障がい者福祉費にございます事項③障害者総合支援法に要する経費に記載されてございます１２番の委託料、これらの中身といった質問でございます。

まず、一番上の意思疎通支援事業委託料、こちらにつきましては、聴覚や言語機能など意思疎通を図ることに支障のある障がい者の方に対しまして、手話通訳者、それからタブレットなどによる遠隔手話の通訳者、こういった者を派遣するもので、医療、職業、教育、その他生活に関すること、それから公共団体が実施する事業、そのほか社会参加、そういったものに参加する際に、あらかじめ申請をいただいて、手話の方を派遣するといった事業となっております。

さらに、その下にございます障害者総合支援システムでございますけれども、こちらにつきましては、障害福祉サービスなどの給付審査を行うシステムとなっております。まして、今回、６年度の保守改定に向けて改修を進めるといったものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） １０番議員さんにお答えをいたします。

２９ページ下段にございます農業委員会の運営に要する経費、この中の報酬の２行目にございます改定による増につきましては、農業委員会に勤務していただいております会計年度任用職員の給与改定等に係る分が１６万３，０００円となります。

人件費となりますので、私のほうから答弁させていただきました。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。８番。

○８番（佐原佐百合） ３４ページの款土木費、道路橋梁費の中の３５ページになります。

橋梁の維持管理に要する経費の委託料、鋼橋塗膜成分調査業務委託料 4 6 万 5, 0 0 0 円なんですが、こちらの調査の内容と、どこの橋が対象になっているのか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 8 番議員さんにお答えいたします。

3 4 ページ、鋼橋塗膜成分調査業務委託の件についてでございます。

これにつきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物、いわゆる P C B 廃棄物の適正かつ確実な処分が今求められておりまして、P C B 含有の塗料が昭和 4 1 年から 4 9 年までに建設された鋼製橋梁等に使用されているといった可能性があるため、当該年次に築造されました村内の 3 橋について成分調査を行うものでございます。

その 3 橋につきましては、安達太良上橋、根崎橋、三ツ森橋でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） その調査で、もしこの P C B の関係で調査して、含まれているとなった場合、今後どういう対応されるんですか。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 8 番議員さんにお答えいたします。

P C B の含有した廃棄物ということになれば、指定の業者にて運搬、また指定の処分場にての処分、これは焼却処分という形になります。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。1 0 番。

○1 0 番（須藤軍蔵） 先ほどの 2 2 ページから 2 3 ページにかけての障害者の関係ですけども、総合システム、総合ということ、その中身にどういうものを含めて、どういうふうにという、何かイメージができないので、もう一回、総合支援システムだから、やることによってシステム化しないとできないことあるのかどうか。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 1 0 番議員さんに再度お答えいたします。

2 3 ページに計上されております障害者総合支援システムでございますけれども、こちらにつきましては、障害福祉サービス各種に関わるシステムでございます。主に、そのシステム、サービス料の給付の審査など、そういったものを行うシステムとなっております。

以上でございます。

再度、お答えします。

主に、個人が受けていらっしゃるサービスの管理を行っているシステムになってございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。8 番。

○8 番（佐原佐百合） さっきの続きで申し訳ありません。

ちょっと私の理解がないのだと思うんですが、もしP C Bの可能性があった場合、焼却処分と、橋を焼却するのかなと思ってしまったのですが、お願いします。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 8 番議員さんにお答えいたします。

そのP C B含有、あくまでも塗料でございます。橋に塗ってある塗料、その塗料に含まれているといったことですので、剝離しまして、それを処分するといったことでございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。6 番。

○6 番（松本 昇） 3 3 ページの林業振興費の中で、この委託料、松くい虫被害木調査委託料8 万 5, 0 0 0 円、あと防除6 万 3, 0 0 0 円。これは、村内全部ではこんな金では間に合わないんだし、1 カ所だとすれば、場所はどこの場所だかお聞きしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6 番議員さんにお答えいたします。

3 3 ページの松くい虫の調査及び防除事業に関する部分でございますが、こちらにつきましては変更増でございまして、当初、調査業務につきましては2 0 万円ほど、防除事業に関しましては2 0 0 万円ほど計上してございます。それで、農林事務所のほうで、今年度の交付決定額が決定したということで、追加でこの部分もやってくれということで、精査の結果、この8 万 5, 0 0 0 円と6 万 3, 0 0 0 円を計上したということでございます。

場所につきましては、村内全域なので、主に又兵衛山だったり、曲藤だったり、あの辺が多いんではございますが、その辺の調査および松くい虫の防除をするものでございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。5 番。

○5 番（斎藤信一） 2 9 ページ、環境衛生費で、水道事業に要する経費、消火栓の工事とあるんですが、消火栓に関しては、村内あちこちにあると思うんですけれども、どういう基準で交換だったり改修しているのか、聞かせてください。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 5 番議員さんにお答えいたします。

2 9 ページ、繰出金、水道事業会計繰出金の6 9 万 2, 0 0 0 円。

こちらのほうの消火栓の設置とか取替え基準等のお話ですが、今回の6 9 万 2, 0 0 0 円につきましては、地権者さんの家の新築が原因でして、その要望が村のほうに来まして、移設ということなので、緊急な消火栓移設工事の村の繰出金ということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。5 番。

○5 番（斎藤信一） さっきの続きなんですけれども、これ、この場合は移設なんですけれども、その基準というか、その辺を教えてください。消火栓の。私も消防団やって

いて、消火栓を点検したりはしているんですが、出ないところとか、回しても回らないようなところもあります。どういうふうなルールというか、そういうのがあるのか、ありましたら教えてください。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 5 番議員さんにお答えをいたします。

消火栓の設置基準に対するご質問でございました。

現在、村内に消火栓、概略ですが350以上ございます。現在、今年度になりました、各団のほうに消火栓のほうの自分の担当区の点検を、今していただいています。点検の結果はこれから集計しますが、それによつては、塗装が必要なものとかもございまして、そちらについては、来年度以降の予算の要求で修繕したいと考えてございます。

基準につきましては、明確なものはないんですが、実際、ご指摘のように、有事の際に使えないということがないようにしたいというふうを考えてございます。

あと、設置基準についてでございますが、現在350以上あるので、これは以上なかなか増やせないところではございますが、住宅密集地とかが新たに設置された場合には、環境保全課のほうで設置をしていただいているということで、明確な基準について定めてございません。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よつて、これより議案第91号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第19、議案第92号「令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第92号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第20、議案第93号「令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第93号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第21、議案第94号「令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第94号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２２、議案第９５号「令和５年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第９５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２３、議案第９６号「大玉村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第９６号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２４、陳情第４号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。５番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る１２月５日の本会議において産業厚生常任委員会に付託されました陳情第４号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」について審査をするため、１２月５日午後１時より第１委員会室において全員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため住民福祉部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、昨年、国が行った診療報酬と介護報酬の臨時改定は一部の施設や職種だけにとどまり、看護職員と介護職員への賃上げは限定的なものとなりました。コロナ禍においても国民の命や健康を守るために奮闘してきたことは言うまでもありません。毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員の確保が求められているため、医療・介護従事者への処遇改善と人材を確保すべきなどの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定しました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果の報告といたします。

令和５年１２月８日

産業厚生常任委員会委員長 斎藤 信 一

大玉村議会議長 押山 義 則 殿

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第４号「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２５、陳情第５号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。５番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る１２月５日の本会議において産業厚生常任委員会に付託されました陳情第５号

「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」について審査をするため、12月5日午後1時より第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため住民福祉部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情のとおり、マイナンバーカードへの紐づけに伴う個人情報の漏えいや誤入力による間違いなどに対し多くの住民が危惧しており、さらには高齢者など多くの利用者がマイナ保険証を管理できなくなる懸念もあることから、現行の健康保険証を継続すべきなどの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果の報告といたします。

令和5年12月8日

産業厚生常任委員会委員長 斎藤 信一

大玉村議会議長 押山 義則 殿

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第5号「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第26、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議案第 97 号「大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議員発議第 8 号「国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書について」、議員発議第 9 号「健康保険証廃止の中止を求める意見書について」が提出されました。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。10 番。

○議会運営委員長（須藤軍蔵） 報告いたします。

追加議案提出につきまして、12 月 8 日午前 11 時 40 分より第 1 委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、追加提出議案の概要の説明を受け、調査をいたしました。

村長提出の追加議案の内容は、条例改正案 1 件であります。

協議の結果、日程に追加し審議すべきと全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、報告いたします。

○議長（押山義則） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

議案第 97 号、議員発議第 8 号、議員発議第 9 号を、それぞれ順番に日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号、議員発議第 8 号、議員発議第 9 号を、それぞれ順番に日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 議案第 97 号を上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木裕也） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

村長より、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 令和 5 年第 6 回大玉村議会定例会追加議案の提案理由説明を申し上げます。

追加提案しますのは、条例改正案 1 件であります。

それでは、議案第 97 号、大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、戸籍法の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 1 日に施行されるに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容について申し上げます。

第2条第1項第1号、第4号、第7号及び第8号につきましては、法改正に伴う引用条文の追加並びに文言の一部を改正するものであります。

第3号及び第6号につきましては、戸籍・除籍電子証明書提出用識別符号の発行など、新たな証明書の発行に係る手数料などについて規定するものであります。

本条例は、改正法に準じ令和6年3月1日から施行するものであります。

なお、この条例につきましては、12月6日に国の政府の省令の官報掲載、12月6日に送られたものを受けて、追加として皆様に審議をいただくものでございます。

以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第1、議案第97号「大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（武田悦子） 今回の条例改正の中に出てくる、戸籍電子証明書提供用識別符号、除籍も同じですが、並びにこの電子情報処理組織とか戸籍電子証明書というのは、具体的にはどのようなものを指すのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えいたします。

戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号ということでございますが、こちらにつきましては、現在、戸籍関係について電子化が進んでございます。電子化をして、マイナンバー等を使って全国的に戸籍のほうを各市町村の窓口で取れるようにということで準備を進めてございます。その際に、マイナンバーカードのICカードのほうに識別符号というものを個人に配布することができるようになっていまして、その符号を発行するという手続が新たに追加されてございます。

証明書についてでございますが、現在も証明書については窓口で発行することができることになってございます。そちらについて、現在は、スキャナーによって原本を読み取って、いろいろ証明書として発行しているということでございます。

こちらについては、繰り返しになりますが、マイナンバーカード利用による電子化の推進の一環の事業でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ということは、マイナンバーカードの中に、その符号というものを新たに付け加えるというイメージなんですか。なんかイメージがつかないんですが。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問に再度お答えいたします。

現在も、戸籍については電子化して村でも保管しているんですが、こちらを全国的にどこの市町村でも戸籍証明書を取るということで、国のシステムのほうを共有化できるような形に、今システムをつくっているんですが、こちらについて、全員が使う

ということにするものではなくて、この識別符号の発行をしていただいたマイナンバーカードをお持ちの人だけが、全国どこに行っても使えるという形にすると、そういった流れで、改めて、どこでも取れるようにする符号の発行に係る追加事務ということでございます。ちょっと分かりづらくてすみません。

符号は、チップの中に入るというか、例えば、私がマイナンバーカード持っているとしますよね。マイナンバーカードを持っても、この符号をつけないと、その証明書は取れないんです。結局、符号を取って使えるようにする手続きをしてお金がかかって、その情報がそのＩＣカードに入ると。なので、そのＩＣカードを全国どこに持っていても、あなたは符号何番持っていますから、この部分について取れますよというような形になるので、情報を漏えいしないような形の防御策の一つなのかなと思ってございます。

○議長（押山義則） １１番。

○１１番（武田悦子） 今持っているマイナンバーカードを持って行って、その符号なるものを入れてもらうという形ですか。そう言うてくださればよろしいのに、最初から。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） ご指摘のとおりでございます。

使えるようにするためにということで、誰でもマイナンバーカードを取った人が使えるということではございません。

○議長（押山義則） 暫時休議いたします。

（午後２時２７分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後２時３０分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 答弁を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） １１番議員さんにお答えいたします。

大変失礼いたしました。議員さんご質問の電子証明書提供用識別符号、これにつきましては、総務省のほうの戸籍情報連携システム、そちらのほうを整備されてございます。そちらのほうに符号を登録しまして、それと、それぞれマイナンバーをお持ちの方、その方がそれを使えますよというのを、連携して発行するというような内容になってございます。

○議長（押山義則） ８番。

○８番（佐原佐百合） 私も自信もございませんが、この符号を、マイナンバーを持って行って符号をつけてもらうのに、４００円払って符号をつけてもらってくれるのか。それとも、ただというか、マイナンバーを持っていけば符号をつけてもらえて、なおかつ、どこに行っても４００円、４５０円、ちょっとここもちょっとよく分からないんですけれども、またお金を払う。これは発行してもらうのにお金払うのは分かるんですけれども、符号をつけるために、またお金払って符号をつけるのか。あと、どこ

でやってもらえるのか。役場でやるんでしょうけれども、そういう手順。その符号1点につきということは、チップの中に何個も、符号がどういう符号なのか分からないけれども、何件も入っていて、それで、その辺がちょっとよく分からないので、質問のしようがないんですが、お願いします。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8番議員さんの質問にお答えします。

私の説明が大変分かりにくくて申し訳ございません。

まずは、カードとシステムをちょっと切り離して考えていただきたいと思います。

まず、カードには情報は入ってございません。カードの番号を使ってサーバーにアクセスして、そこで管理すると。この符号というのが、国でつくった名前でも分かりづらくいんですけれども、結局、今現在も証明書は取ることができるようになっていて、紙ベースで、全国の広域交付を進めるようになっていきます。ただ、その紙ベースでやった場合には、何というんですかね、データのPDF化したものをもらうことはできない。閲覧とか発行、紙でもらうということになっているんですけれども、その符号をつけたことによって、電子化された情報について権利をもらうという形になるようなんです。その辺細かいところは、私も詳細確認しないとというところでございますが、要約しますと、証明書を発行する手続は今もやっていますけれども、それを電子化する。結局、サーバーのほうで管理するものにアクセスをする。

普通の方は、マイナンバーカードを持っていたとしても、どの町村に行っても、マイナンバーカードの電子化するものじゃなくて、紙ベースでもらう形にしているんですけれども、その電子符号を付けた方については、何というんですか、いつでもどこでもというわけじゃないんですけれども、番号を持っているので、その番号を持っていた、私の戸籍についてその符号の料金を払っているんで、例えば、よその町村に行ったときに、窓口に行きまして、そのマイナンバーカードを出すと、すぐに発行してもらえという形になるんですが、電子データと言ったらいいでしょうかね。

例えばの例で、この書いてあるのを読みます。申し訳ありません。

例えば、パスポートの発給申請において、申請書と合わせて戸籍電子証明書識別符号を申請先の行政機関に提示することにより、戸籍電子証明書を確認することができるようになります。戸籍証明書などの添付が不要となり、オンラインで手続が簡潔にできるようになると。すみません、これで。くどくてごめんなさい。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

まず、手順、順番的に、今現在、3月よりできるものにつきましては、紙ベースでの交付。今、本籍地に行かないと、それぞれ戸籍が取れないということで、それを3月の時点では、それぞれの自分の近くの、お住まいの市町村に行って、そこで戸籍を取れるようになります。それは、今まで紙ベース、今まで東京の方がこっちにきたり、こっちの方が東京行ったりして取るというようなことをやっています。それが3月1日から、それぞれ役場できるようになります。

将来的に、今後の予定としまして、パスポートの申請等、そういったときに、紙を取ることなく、パスポートの申請書、それに添付する書類、それを省略という形を取るために電子符号を発行すると。電子符号につきましては、先ほど申しましたように、総務省の連携システムのほうに登録して、その際にはマイナンバーが必要になりますが、そのマイナンバーを用いて戸籍を電子証明書ということで頂いて、その証明書に添付して申請できると、そういうような形になるというようなことでございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） その符号をもらえるのは、各自分の住んでいる、自分の戸籍がある自治体に行かないともらえないんですか。符号をもらうのは。

そして何件まで。何件というのが、よく分からないんですけども。例えば、パスポートのときで1件。あと何だろう。この何件というのは何。チップの中に……

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 前段の説明をすれば、もっと分かりやすかったかもしれないんですが、ちょっと聞いていただきたいと思います。

まず、戸籍法の今回の改正なんですけど、5年前に、令和元年に成立したもので、これによって、戸籍情報連携システムを利用して全国展開をするという内容の法律改正です。

その内容としましては、本籍地が大玉村以外の市町村のほうにある方の戸籍、または除籍に記録された事項を証明する戸籍証明書と言われるもの、戸籍ですね、謄本。それを広域交付ができるようにするというものでございます。

それに併せて、今回、今の話題になっていた戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書というのをつくるような形になりました。さらに、戸籍等情報内容証明書と言われる、今までよく言われた記載事項証明書というもののなんですけど、そちらについては、受理地または本籍地が大玉村にある方に限るというふうな形の利用になってございます。なので、ご指摘のとおり、届出を出したところと、本籍地が大玉にある方について、大玉村が事務を行うことになります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るに……

5 番。

○5 番（斎藤信一） 1 ページの（3）の改正後の一番下なんですけれども、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円とあるんですが、この1件、上は1通につき450円なんですけれども、これはどういった意味なんでしょうか。何が1件なんでしょうか。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 5 番議員さんの質問にお答えいたします。

まず、こちらの手数料改正条例につきましては、今まで、以前紙ベースでやっていたのが主な作業なので、1通というような表現をしてございました。今度は、紙じゃ

なくてデータでも行うので、件数ということで、例えば、私が1人で、1人分を取れば1件、2人分取れば2件という形になる、そのことでございせんか。

符号、紙と同じというような認識であります。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。9番。

○9番（鈴木康広） その識別符号というのが、1つもらって、それをパスポートに使っちゃったら、その符号は、もうほかの証明には使えないとかといって、要するに、ほかの証明書にはまた別の符号が必要になる。1回使ったら、もう使えない符号とかであれば、1件、2件、3件というふうな可能性あります。そこについて明確な回答があつて、もしなければ、あとで調べてという形の返答いただけないですか。

○議長（押山義則） 答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） ちょっと整理してみたんですが、電子発行するのについて、例えば、私が1回取ればずっとその番号使えるというふうに、多分、誤解されているのかなと。その申請をして、1回でその番号を、マイナンバーとリンクはしていますが、1回証明書を持って発行したら、1回そこで切れるので、延々と350円で使えるようになるわけではないと考えてございます。

450円。ということで、例えば、今回、大玉村で申請して、例えば1,000番という番号を付番したら、その番号は1回使えば消滅するというふうに考えてございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今のあれは、1つ取るごとに、まずは1つはお金かかるということなのか。1なら1という番号を取るのにね。あと、1回限りにかかるの分かります。いつだって、紙ベースにしても1件何ぼというのはかかるんだから、10回取れば10枚欲しいんだし、それは分かるんだけども。

1件登録するのにお金がかかるのか、それともそんなことは関係なく、いつも自分は1番なんだけれども、1番で申請する場合に、1回やれば300円なり400円なりということの整理なんだか、そこをはっきり整理ができないのであれば、もうちょっと勉強をしてからがいいのかな。

お互いに理解できなくて、はい、いいですよというわけにもいかないべと思いますかどうか。

○議長（押山義則） 10番さん、今のは質問ではないんですか。

○10番（須藤軍蔵） 質問ですよ。

○議長（押山義則） 質問ですね。じゃ答弁を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

提供符号1件につきということにつきましては、1回当たりの申請ということで、使うごとに申請が必要になると、こういうことになります。例えば、今までですと、紙でパスポート申請する際には1通、あと小さいお子さんいたり何だりかんだりで、児童手当の申請する際にも1通、それぞれ1通、1通ということですので、この電子の符号につきましても、その都度1件、1件ということで、1件ごとに

400円ずつかかっていくというような内容になってきます。

これにつきましては、先ほど申しましたパスポートの申請とか、そういった際に電子証明として使うものというふうにご利用するものでございますので、その都度というようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 質疑ほかにごはいませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第97号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第2、議員発議第8号「国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番。

○9番（鈴木康広） 9番鈴木康広です。

朗読をもって、趣旨説明をいたします。

議員発議第8号「国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月8日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 鈴 木 康 広

賛成者 大玉村議会議員 本 多 保 夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）

政府は、看護師や介護職員など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。

しかし賃上げ対象が限定され、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数でみれば、17万8千余りある医療施設のうち対象は2,720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民の命や健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部の施設や職種だけではありません。

日本医労連が集約した「2022年看護職員の労働実態調査」では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にも上り、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年ように発生している自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保が求められています。

福島県では「2025年度の介護職員充足率」の推計が74.1%と全国最下位で、必要数の4分の3に届かない状況にあります。

医療・介護従事者の賃金引上げなど処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを行うよう求め、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年12月8日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山 義 則

以上、よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 議員発議第8号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第3、議員発議第9号「健康保険証廃止の中止を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。4番。

○4番（渡邊啓子） 議員発議第9号「健康保険証廃止の中止を求める意見書について」

趣旨説明をいたします。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月8日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 渡 邊 啓 子

賛成者 大玉村議会議員 渡 邊 初 治

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、デジタル大臣

健康保険証廃止の中止を求める意見書（案）

政府は令和5年6月、現行の健康保険証を令和6年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させました。

しかし、マイナ保険証の個人情報や自己負担割合の誤入力による間違い、「資格無効」と表示されること、さらに情報漏えいに対して多くの国民が危惧する状況です。

マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。このような中で、多くの医療機関では患者さんにマイナンバーカードと健康保険証の両方を持ってきてもらうことで現場での混乱を回避しているのが実情です。

共同通信社の世論調査では、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上ったと報道されています。

また、保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードを管理することができないと回答しています。

このままでは、膨大な無保険者が生まれる危険性があります。国民皆保険制度の根幹を崩す重大問題を断じて容認することはできません。

よって、国においては、国民も患者も医療機関も望んでいない健康保険証の廃止について、中止を含め見直すことが強く求められています。そして国の責任で、すべての国民に健康保険証の交付を続けるよう求め、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年12月8日

福島県安達郡大玉村議会議長 押 山 義 則

以上です。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 議員発議第9号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和５年第６回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後３時００分）